

函館方面江差警察署告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年2月12日

北海道函館方面江差警察署長 相 馬 洋

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称

自動車用燃料の購入（1リットル当たりの単価）

イ 数量

(ア) 自動車ガソリン（JIS1号） 調達予定数量 900リットル

(イ) 自動車ガソリン（JIS2号） 調達予定数量 22,500リットル

(ウ) 軽油（JIS1号、2号及び3号） 調達予定数量 800リットル

(2) 契約の目的の仕様等 (1)に同じ。

(3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 納入場所 給油票又は給油カードを提示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(5) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。

(6) 北海道函館方面江差警察署（檜山郡江差町字上野町30番地）から半径3kmの範囲内で給油（代行給油を含み、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が毎日可能であること。

(7) 江差警察署の管轄各町（上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町）で給油（代行給油を含み、セルフ給油所における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(7)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年2月12日（水）から令和7年2月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、2月28日（金）は午後2時まで。

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043-0042 檜山郡江差町字上野町30番地
北海道函館方面江差警察署会計係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

檜山郡江差町字上野町30番地 北海道函館方面江差警察署会計係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 檜山郡江差町字上野町30番地 北海道函館方面江差警察署 2階 会議室
(送付による場合は3の(1)のウに示す場所)

(2) 入札日時 令和7年3月11日(火) 午前10時30分(送付による場合は、同月10日午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認める。

9 落札者の決定方法

(1) 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格(単価)である者を落札者とする。

(2) 再度の入札に付し、落札者がいない場合は、次の方法により随意契約を行う。

ア すべての入札金額(単価)が最低である入札者がいる場合

当該最低入札者から見積書を徴する。

イ すべての入札金額(単価)が最低である入札者がいない場合

入札参加者のうち、それぞれの入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が少ない順に2位までの者による見積合わせとする。(上記合計額1位の者が2者以上の場合は1位の者のみを、また、上記合計額1位の者が1者で2位の者が2者以上の場合は2位までの者すべてを選定する。)

この場合、すべての見積価格(単価)が、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の範囲内の価格で、かつ、それぞれの見積価格(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる見積をした者(有効な見積に限る。)を契約の相手方とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道函館方面江差警察署会計係

イ 所 在 地 郵便番号 043-0042 檜山郡江差町字上野町30番地

ウ 電話番号 0139-52-0110 内線 231

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(14) 給油票等

給油票又は給油カードに係る経費は、受注者の負担とする。（給油票の場合は年間約80冊（25枚綴り）、給油カードの場合は年間約25枚）

(15) その他

この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。